

猪倉小学校いじめ防止基本的方針

1 いじめ防止等に対する学校の基本的考え

- ・いじめはどの児童にも、どの学校でも、あらゆる場面で起こりうるという認識に立ち、いじめの未然防止に努めます。
- ・いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、関係者と連携しながら、積極的に早期発見に努めます。
- ・いじめの事案への対処では、児童の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、組織的に対応します。

2 いじめの定義

児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置します。
 - ＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談係、（必要に応じて）スクールカウンセラー、その他、事案に応じて関係児童の担任等を加えるなど、柔軟に対応します。
 - ＜取組内容＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。など
 - ＜開催＞ 学期1回程度を定例会とし、いじめ事案発生時は随時開催します。

4 いじめの未然防止のための取組

- ・集会や学級活動等で、校長をはじめ教職員がいじめの問題を扱い、学校全体に「いじめは絶対に許さない」との雰囲気醸成していきます。
- ・道徳教育の充実、あいさつ運動、縦割り班活動、体験活動等を通して、互いを認め合う児童の育成に努めます。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、児童が様々な交流活動に取り組めるように支援を行います。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

5 いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的なアンケート調査と教育相談を行います。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行います。
- ・定期的に職員間で情報交換を行い、児童の状況について情報共有を行います。

6 いじめの事案対処のための取組

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、組織的にすみやかに対応します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援及び、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめがみられなくなったあとも定期的に様子を聞くなど、人間関係に改善が見られたかどうか、継続的に観察していきます。

7 重大事案への対処

いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事案が発生したときは、以下の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、日光市教育委員会に速やかに報告します。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

8 相談窓口

※いじめに関する相談窓口

猪倉小学校では、全職員が相談に応じます。些細なことでも遠慮せずに、まずは、担任または、教頭までご連絡ください。

猪倉小学校 電話 0288-26-0009

その他、以下の相談窓口もあります。（栃木県ホットほっと電話相談）

保護者専用「家庭教育ホットライン」 電話 028-665-7867

子ども専用「いじめ相談さわやかテレホン」 電話 028-665-9999

9 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校ホームページで公開するとともに、保護者会や全校集会を活用するなどして、積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の元に推進します。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて本基本方針を見直していきます。

○平成26年3月31日策定

○令和2年1月31日改訂

○令和2年2月26日改訂